

議案第56号

渋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月8日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

渋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年渋川市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第8条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を加える。

第15条第1項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「含む」の次に「。以下この号において同じ」を加える。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第3項中「含む。）」と」の次に「、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（受給資格等の確認）</p> <p>第 8 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 7 条第 2 項の規定による通知）</u>によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第 19 条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。</p> <p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第 15 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針</p> <p>2 （略）</p> <p>（運営規程）</p> <p>第 20 条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第 23 条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 特定教育・保育の提供を行う日（法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。<u>以下この号において同じ。</u>）及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>（5）～（11） （略）</p>	<p>（受給資格等の確認）</p> <p>第 8 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>_____</u>、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 7 条第 2 項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第 19 条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。</p> <p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第 15 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針</p> <p>2 （略）</p> <p>（運営規程）</p> <p>第 20 条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第 23 条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 特定教育・保育の提供を行う日（法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む<u>_____</u>。）及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>（5）～（11） （略）</p>

第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。